

人権尊重の輪を広める県民の皆さまの取組を長野県が支援します！

人権尊重社会づくり県民支援事業

募集のお知らせ

県民自らが人権について学び、実践する機会づくりを促進するため、長野県内で活動するNPO、市民団体や個人が自ら取り組む人権意識向上のための学習会や研修会等の経費の一部を支援します。

応募資格

長野県内に居住する個人、事務所を有する団体
(ただし、営利を目的とする者、宗教活動や政治活動を行うことを目的とする者等は除きます。)
※実行委員会形式での応募の場合、構成団体等を明示してください。

募集期間

平成 30 年 4 月 2 日 (月) から平成 30 年 5 月 9 日 (水) まで

(消印有効)

※電子メールにて応募書提出の場合は、締切日中に人権・男女共同参画課で受信したものを有効とします。

補助対象事業

人権意識向上を図るために行う以下の事業を対象とし、原則として補助金交付申請(6月中旬を予定)以降に着手し、平成 31 年 3 月 31 日までに完了するものとします。

<p>(1) 講演会、研修会、学習会フォーラム、映画上映会等の開催</p>	<p>ア 県民誰もが参加できるものであり、参加者が概ね 20 人以上 見込まれるものであること イ 映画上映会を実施する場合には、併せて講演を行うなど参加者の理解を深める取組を実施すること 【参加者が実施団体等の会員のみを対象とした事業は、補助対象となりません。】</p>
<p>(2) リーフレット、冊子、ビデオなどの啓発資料の作成</p>	<p>作成した資料を県民へ広く配布または使用して啓発活動を行うものであること (例) 講演会等の内容をまとめた資料(映像・印刷物)、様々な人権課題について調査取材したものをまとめた資料(映像・印刷物) 【活動団体等の広報のためのものは、補助対象となりません。】</p>

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（補助限度額 50 万円）

※補助対象経費は、講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、消耗品費、使用料です。

応募方法

募集要綱に添付の応募書を入権・男女共同参画課まで郵送、持参、電子メールにより提出してください。

〔電子メールにより送信いただいた場合は、確認のため、メール送信後に入権・男女共同参画課までその旨電話願います。〕

選考方法

提出いただいた応募書を審査の上、補助対象事業を選定します。

* 予算額（1,700 千円）を超える応募があった場合は、過去に本補助事業において補助を受けていないものを優先します。

◆募集要綱は、以下により入手いただけます

設置場所	<ul style="list-style-type: none">・長野県県民文化部入権・男女共同参画課 (長野市大字南長野字幅下 692-2 電話：026-235-7106)・県地域振興局総務管理課・長野県入権啓発センター (千曲市屋代清水 260-6 電話：026-274-2306)・長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” (岡谷市長地権現町 4-11-51 電話：0266-22-5781)・県内市町村役場入権啓発担当課
郵送/電子メール	郵送又は電子メールにより入手を希望される方は、入権・男女共同参画課へご連絡ください。
ホームページ	県ホームページから書類のダウンロードができます。 長野県ホームページ¥暮らし・環境¥入権・男女共同参画課¥入権¥入権尊重メインページ¥入権尊重社会づくり県民支援事業

お問合せ・書類提出先

長野県 県民文化部 入権・男女共同参画課 入権尊重係

〒380-8570(専用番号のため、住所の記載は不要です)

電話：026-235-7106(直通)

ファクシミリ：026-235-7389

E-Mail：n-jinken@pref.nagano.lg.jp